

令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））採 択のための調査・研究要項について

この要項は、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和7年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づき、教科用図書の調査・研究に関する必要な事項を定める。

1 調査・研究の観点

調査・研究の観点は、教育基本法における教育の目標及び学校教育法における義務教育の目標を踏まえ、広島県教育委員会が示す教科用図書の調査・研究の観点に沿ったものとする。

2 呉市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）

(1) 構成及び運営

ア 次の委員の中から、委員長1名及び副委員長1名を置く。

(ア) 呉市立中学校長会長1名

(イ) 呉市立中学校教育研究会に属する各教科及び道德の部会を代表する校長（以下「部会代表校長」という。）11名

(ウ) (イ)に規定するほか、呉市立中学校教育研究会社会部会に属する校長

イ 選定委員会は、原則として会議を2回開催する。

ウ 選定委員会は、保護者代表及び学識経験者に会議への出席を求め、その意見を聴くものとする。保護者代表は、原則として呉市PTA連合会役員に依頼する。

エ 呉市教育委員会委員は、選定委員会の会議を傍聴することができる。

(2) 任務

ア 選定委員会は、次の手順により、調査・研究する観点、内容及び範囲（以下「観点等」という。）を示し、調査・研究を呉市教科用図書調査・研究委員（以下「調査・研究委員」という。）に指示する。

(ア) 部会代表校長は、教科等の特性に応じた観点等の原案を事前に作成し、選定委員会に提出する。

(イ) 選定委員会は、観点等を検討し、決定する。

(ウ) 選定委員会は、調査・研究委員に観点等を示す。

(エ) 選定委員会は、観点等を決定する際、保護者代表及び学識経験者の意見を取り入れるよう、努めるものとする。

イ 選定委員会は、次の手順により、調査・研究委員の調査・研究報告書を基に、幅広い視野からの意見を取り入れ、全ての教科等において総合所見を作成し、教育長に提出する。

(ア) 部会代表校長は、調査・研究報告書を基に、今年度採択する教科用図書について、総合所見の原案を作成する。

なお，総合所見の原案を作成する際には，「令和 7 年度に呉市立小学校，中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」及び選定委員会が示した観点等に適しているかどうかという視点から作成する。

(イ) 選定委員会は，総合所見を作成する際，保護者代表及び学識経験者の意見を取り入れるよう，努めるものとする。

3 調査・研究委員の部会

(1) 構成及び運営

ア 調査・研究委員は，呉市立中学校長会長の推薦を基に，教科用図書の発行種目ごとに校長及び教員等のうち 7 名以内を教育長が指名するものとし，発行種目ごとに部会を組織する。

イ 調査・研究委員の部会には，互選により代表者 1 名を置く。その際，代表者は，原則として校長又は教頭をもって充てる。

ウ 調査・研究委員の部会は，原則として会議を 3 回開催する。

(2) 任務

選定委員会から示された観点等に基づき，今年度採択する教科用図書について調査・研究を行い，調査・研究報告書を作成し，選定委員会に報告する。

4 調査・研究報告書及び総合所見の様式

様式は別に定める。